

〔資料翻刻〕『芸備孝義伝』拾遺（下）

鈴木 幸夫

要 旨

広島藩では、享和元年（一八〇一）『芸備孝義伝 初編』（九卷九冊）、文化三年（一八〇六）『芸備孝義伝 二編』（七卷七冊）、天保一四年（一八四三）『芸備孝義伝 三編』（一七卷一七冊）に続いて、同一四年に拾遺（二卷二冊）を発行した。拾遺には、初編・二編の編集時に漏らした三六名の行状を収録している。藩は幕府に献納するとともに、初編・二編・三編と同様、領内の割庄屋等に頒布して民衆教化を図った。拾遺下には六郡二二名が収録されている。これらにはいわゆる孝義者だけでなく、社会法に参画したり、あるいは村方騒動に加わらなかった「奇特者」も収録されていることが注目される。

キーワード

孝義・芸備・近世・村請

〔題名〕
『芸備孝義伝 拾遺 卷下』

芸備孝義伝 拾遺 卷下

安芸郡

矢野村社人将監 附同村五左衛門 押込村孫六

〔郡村人名脱カ〕
一高田郡

末光村甚右衛門

御調郡

尾道町九右衛門手代忠兵衛

同十四日町清右衛門手代武七 同利右衛門手代源次郎

同孫右衛門手代亀藏 同吉兵衛手代与兵衛 同藤三郎

手代半六 同与右衛門手代善藏後家すか

三原西町平兵衛 同西地方惣兵衛後家まさ（目録1才）

三谿郡

灰塚村庄松

奴可郡

西城町延右衛門

三上郡

峯村嘉右衛門 是松村新八

惠蘇郡

市村兵右衛門 福田村新右衛門夫婦

本郷村小兵衛〔目録1ウ〕

芸備孝義伝 拾遺 卷下

安芸郡

○矢野村社人將監 附同村五左衛門 押込村孫六

將監ハ矢野村八幡宮の祠官なり、人となり誠実にして、少きより本藩の儒師加藤孫三（一）本郡海田市の里正衛屋新右衛門が子にして、擢用せられ備前官たりに従ひて学を勉る（二）こととあつく、延享のころ朱子社倉法をその村の里正にさとし、村中にて行ひこゝろミけるに、その行ふところ宜にかなひて大に功あり、遂に国中に行ハる、その初をたづぬ（一オ）るに、享保年間中国なべて蝗あり、本藩もその災すくなからず、藩公ふかく憂ひ給ひて、時の執政岡本大蔵にこれを救ふ術を工夫すべしと命ぜられける、大蔵つねに加藤孫三に親しかりしが、かれが父新右衛門平生あつく学（二）に志し、年ごろ社倉法を行ハんことを願ふよしなれば、大蔵孫三にはかり新右衛門をしてその法を考へしむ、新右衛門社倉攻意といふ書を著し、古法の今に行ふべきを明しければ、大蔵これを好し、またミづから朱子社倉法和解を著し、併せてその書を（一ウ）公に献ぜしが、いまだ施行ふに及ばずして二人ミな世を去れり、孫三父の志を継んことをおもひ、つねに將監とその法を講ず、將監師の教をまもり、いかにもして此法を村中に行ひこゝろミばやとおもひあけるに、たま

くその村の里正五左衛門といふもの、祈願のことありて妻若干を八幡宮へ献じ、この麦を本穀にして貧民に貸したへ、年を経て子本増長せば、神社の為民のためにもなるべし、といひければ、將監こハ幸なりと、やがて五左衛門に社倉法の意を詳に（二オ）語りきかせける、孫三そのよしを聞て、父の著せし社倉攻意およびかの和解などを神庫にをさめしかば、將監神前に於て、五左衛門にことごとくその法を授けしに、五左衛門謹でこれを守り、支賃収納すべてその法によりて行ひ試ミける、押込村里正孫六もその志あるにより、五左衛門厚く力をそへてその村にもこれを行ハしむ、かゝりしかバ村の儲蓄年を逐て増長し、その後飢饉に遇へど、上の救を乞ハずして郷に餓卒のものなかりしとぞ、そのよし官に達しければ、荒政の法是にしくハなし（二ウ）とて、遂に封内の諸郡をして、ミなこれにならひてその法を行ふべきむねを命ぜられける、明和七年寅の十月將監を賞して毎歳米若干を下され、孫六・五左衛門兩人をば割庄屋格にす、め、毎歳米三石づ、下し給ふ、將監ハ安永八年亥の八月また歳首拝謁を許され、天明六年午の七月代官直支配を命ぜらる、

高田郡

○末光村甚右衛門

甚右衛門ハ寛延四年未の八月銀三拾目を給ひてその（三オ）善行を賞せらる、其状を按ずるに、その家世々里正をつとめ、甚右衛門もその職を継ぎて村民をミちびくことあつく、年老てもかつてその務をおこたることなし、かれ常におもへらく、およそ人薄情

なるよりして孝心を失ふもの多し、村中ミな淳朴ならバおのづから孝心を起すもの出来べし、その淳朴を守らしめんとならバ、村中に風流の器物を玩ぶことを禁ずるにしかずとおもひ、長百姓五人組頭など、はかり、風流の器を村中へ持来る商人あれば、そのわけをことハりて「(3ウ)これをふせぎけるが、たま〜その類をもち来るものあるを見れば、その行処に追ひいたりて儉約の話をなし、時のはやりものを禁ずべきむねをさとしける故、村中遂にミな質朴の風をなせり、是甚右衛門おのが孝心をおしおよぼすより、人ミな心服してそのをしへにしたがへり、かゝるものなれば父母を孝養すること終始おこたらずして、二親ともに天年をもて終りしとぞ、

御調郡「(4才)

○尾道町九右衛門手代忠兵衛

忠兵衛ハ幸助が子にてもと三原のうまれなるが、十五のとしより尾道に來り鱒屋徳右衛門に仕ふ、人となり貞実にして才幹も有りければ、よく主人の意に適ひけるが、幾程なくて徳右衛門病死しければ、子九右衛門忠兵衛を手代となして家事をまかせける、時に忠兵衛廿三なり、かく家事を引受たれど、常に身を謙り少きものを導き日夜心をゆるべす、何事も主人に謀りて家業を励み助けぬ、今の九右衛門が祖父九右衛門と「(4ウ)

〈挿絵第一回〉(5才)

いふハ頗る秀才ありて、垂裕嘉言といふ家訓の書を著しおきければ、忠兵衛これを読み、よくそのをしへを守り、儉素を専と

し己が給銀さへ受けずつとめ働きて、終に家の逋債をもことごとく償ひぬ、この尾道といふ地ハ藩の一都会にて、もろ〜の旅商來りつどへる処なれば、これを宿せる家にハ客女とてミめよき女を養ひて、客の酒席をとりもたせなどする習にてありける、今の九右衛門が祖父その風儀よからざるをなげきてこれを革めけれど、なべてのことなれば、妨となることもありて、「(5ウ)近きころハまた元の如くなりぬ、忠兵衛ふかくこれをうれひ、さまざまにはかりて、遂にこの事を止めける、されどその処置のよかりしにや、いさ、かも商の業にさ、ハることなかりければ、他の家もミなこれにならひ、数十年の悪風改りけるとぞ、忠兵衛また孝心ふかく、その妻もまた夫にならひ、一家常に睦じ、かれこれの事官にきこえければ、寛政七年賞して錢二貫文を給りける、按ずるに、この忠兵衛ハ幼より並ならぬものにて、かれ七八歳のとき算盤を玩ぶことを好み、父かれに「(6才)塵功記を与へければ、他の玩ものを得しよりもこれを悦びけるとなん、年長るにしたがひその行正しく、すべて遊宴の席に出ることを好まず、平生教訓の書を読むをもて樂とす、そのころ橋本栄蔵といふもの栄蔵がこゝ第二培根堂といふを設け、俗談講釈せしが、忠兵衛商の編に詳なり、培根堂といふを設け、俗談講釈せしが、忠兵衛商の暇にハ、家人のわかきものをす、め伴ひゆきて聴けるとなり、かれが父幸助も今の九右衛門が曾祖父の時、この家に來り仕へて忠勤たぐひまれなり、既に家をなせし後も、なほ主従の礼を失ハざりしとぞ、」(6ウ)

○同十四日町清右衛門手代武七

○利右衛門手代源次郎

○孫

右衛門手代亀藏 ○吉兵衛手代与兵衛 ○藤三郎手代半六

○与右衛門手代善藏後家すか

武七ら六人ミな篤実にして、主家に忠勤なるをもて忠兵衛と同じ年おのく褒賞を蒙りける、その行状を按ずるに、武七ハ三原東町儀兵衛が子なり、幼きより魚屋喜右衛門につかへしが、喜右衛門死してその子清右衛門なほ幼く、いまだ商の業をもしらず、家つゞくべうも(7才)あらざりしを、武七心力を尽くしてこれを守り立、およそ二十八年の久しき辛万苦して、遂に再び家を榮しむ、○源次郎ハ父を武左衛門といふ、雲州久村の人なり、源次郎明和のころ尾道町に來り、石見屋が家に仕ふること凡二十六年、その家類に死亡かさなり、主人三たび世を代へたれど、源次郎身を謹ミ事を勤ること一日の如く、商のはからひも正しくありけれバ、人もミなその正しきに服して商ひも賑ひぬ、後主人より産を分ちて別に家をなさしめけれど、なほ日毎に主家に(7ウ)通ひて勤めける、○亀藏ハ讃州の産にて平野屋孫右衛門が家奴となる、慈惠の心ふかく、常の行も正しくありけれバ、孫右衛門その人となり好ミし、商事はじめ一家の事すべてかれにゆだねける、その家の奴婢および常に出入する人、また他所より來る商客までをも、ミな懇になしけれバ、商ますく盛になり、家も富ミ榮えける、孫右衛門が病死せし時もよく看病しけれバ、孫右衛門ふかくよろこびて、今ハきはにも、亀藏ハことに勝れたるものなれバ、家の為にもなるべし、(8才)よく心をそへてつかふべし、といひおきける、されバ今の孫右衛門も平生主従の身なれど、その親シミ父子のごとくありしとぞ、○与兵衛ハ父の名をしら

ず、豊田郡大草村のものなるが、灰屋吉兵衛につかへて二十余年の久しきいさゝか過なく、もろくの算用簿書までも詳にして、すこしも私のはからひなく慎ふかくして、かりにも主従の礼を失ハず、また同傍と交るにも信ありける、後ハ妻を取りて一家を有ちたれど、主家のこと昔にはらず、夙に夜におこたる(8ウ)ことなくつとめける、○半六ハ延享のころ十八歳にして始て富吉屋藤三郎が祖父に仕へてより既に五十年に近し、その家はじめ呉服また穀ものなど商ひけるが、不幸にて家産かたぶきたりしを、半六二十八歳のころより家事を引うけ、小間ものなど商ひ、日夜心をこらし勤めはたらきて家計をつなぎ、藤三郎が幼きをも守りたてける、後藤三郎より産を分ち、富吉屋の名まで与へるに、己が家をバ妻に委ねおき、なほまへのごとく勤めぬ、さきに藤三郎が祖父関東に遊びて、某の(9才)地にて病死せし時も、半六從て在しが、病中の介保葬のこと誠を尽くして、残るかたなくはからひしとなり、○すかハ夫を善藏といふ、善藏ハ巻屋与右衛門につかへしが、与右衛門身まかりてのち、家人もことごとく死はて、親族のうちにもその家を嗣べき人なけれバ、善藏その家の業を職りて仮の主となりしが、年経て善藏また病死して、家産も絶べかりしを、すかよく勤はたらきて巻屋の家を絶しめず、先祖の墓を守り、後とむらふことまでも懇なりけれバ、人ミな感じあへり、(9ウ)

○三原西町平兵衛

平兵衛ハいとけなきより養父母に孝にして、年老てもおとろへず、

養父ながらへし時産を分ちて別に居らしめけるが、日毎に時をもたがへず、必ふた、び来りて、その衣食のさまを尋とひ、万の事に心をくばる、後おのれ眼うすくなりて歩行になやミけれど、一日も怠ることなし、寛政三年十月国老斐野より銀二十目をあたへて賞せり、こ、ハその采地なればなり(6)下のまゝ、も同じ

○同西地方惣兵衛後家まさ(10才)

まさハ賀茂郡竹原町彦右衛門が女にて、西地方惣兵衛が妻となれり、女の業に精しくよく夫にかしづき、その睦じきこと類まれなり、惣兵衛ハ染匠の仲間といふを業とし、かすかに世を渡りけるが、後中風を病ミ手足萎痺ければ、まさ日夜傍を去らず看病に心をつくし、生計に身を砕きけれど、家のわびしさハ日にせまりければ、ますます裁縫ふことをとめ、わづかなる銭を得て、夫が食物その好にしたがひてす、め、四五年の病中かつて怠なく懇に保ち養ひける、されバ七八年この(10ウ)

〈挿絵第二図〉(11才)

かた数々の費をも一人の力をもてことごとくこれを償ひしとなん、夫死せし後、寛政十年鳥目三貫文あたへて賞せり、

三谿郡

○灰塚村庄松

庄松ハ養父および祖母に孝なるをもて、寛政三年賞して米を賜しこと初編に詳なり、その後も父を養ふことおとろへず、しなれし藁細工をはげミて父にす、むる酒の料とす、或ハ人にやとハれて

他へ往ことあれど、(11ウ) 午飯また煙草のいとまにハ、家に歸りて父が安否をたづねぬ、寛政九年巳の十一月また米七俵を賜ひ、その孝年を経ていよ厚きを賞せらる、妻のとミも孝心ありて、庄松家にあらざる時ハ夫に代り終日父が側にありて慰め、衣食のまかなひ寒暑の防ぎなどなしけるとぞ、(8)

奴可郡

○西城町延右衛門

延右衛門ハ久五右衛門が子なり、父の職を襲ぎて(12才) 栗村の里正たり、この村もとより貧困の地なりければ、かれ深くこれを憂ひ、としく米三十石ばかりを買ひおき、歳の末に貧民に貸しあへて利息をバさらにとらず、名づけて年米といふ、この助によりて春を迎ふるものまた少なからず、後官より諸郡に社倉法のことを命ぜられしに、父久五右衛門里正たりし時、かねて村民の貧しきを救はん為に、社倉米とよびて米をたくハふることをなし置けるを、延右衛門その志を継ぎ数年おこたらず貯へ置ければ、これをもち(12ウ) かの社倉法の本穀に加へしにより、速にその法行れ、あたりの村々ハいふにや及ぶ、一郡ミなかれを標準としてこのこと成就せるハ、かれ父子が功多しとて、天明六年午の七月延右衛門を賞して社倉頭取といふになし、安芸郡押込村孫六に次て社倉の事を務めしめ、歳首拜調を許され、毎歳米三石を賜ふ、後また村民を恵ミ救ふことの厚きをもて、氏を称し刀を帯ることを許され、世々割庄屋格にす、めらる、かれが父久五右衛門も並ならぬものにて、里正たりし時、此村の杖郷団司と(13才) いふ地旱傷

の害あるを憂ひ、安永年間その地に渠をほり川水を引て、村民をして害をまぬかれしむ、今に至て団司の民そのめぐミを忘れずといふ、

三上郡

○峯村嘉右衛門

嘉右衛門ハ父を嘉一右衛門といひて、春田村の里正たりし頃、ふ

かく村民をあはれミ、元文のはじめより村たくハへといふことをはじめ、凶年の備をなしおきけるに、嘉右衛門父の志をつぎしもおこたらず、後また社(13ウ)倉法を厚く守り、かの多年貯し麦をも出してその数に加へ、その法速に成就しければ、天明六年午の九月賞せられて米三拾俵を給はりける、○新八ハ此村の農夫なり、はなハだ貧窮なりけれど、上を敬ひ年租を重ずること厚く、年租を奉らざる内ハ、そのとしのこなし米一粒にても取かくべからずと、つね々家人を堅くいましめ、また友百姓へも年租を重ずべきよしを論しければ、皆かれが行を感じ、おの／＼児輩をさすにも新八をもて標準とせり、こ、八国老(9)浅野孫の采地に(14才)か、れバ、寛政七年銀若干をあたへてその奇特を賞せらる、

惠蘇郡

○市村兵右衛門

兵右衛門ハいやしき農夫なりしが、性孝慈にして才能もありければ、年少くして里正となりぬ、その上をたふとひ役義を守ること厚

く、つね々父母につかふるに誠を尽くし、老を敬ひ幼を愛はれミ、なべて人になさけをかくること多ければ、一村兵右衛門を信じ、かれが(14ウ)言にそむきしもの一人もなかりしとぞ、遂にそのよしを申出ければ、寛延三年七月銀百目給ひてその行を賞し給ふ、

○福田村新右衛門夫婦

新右衛門ハ作兵衛が子なり、天性温和にして孝心ふかく、妻もろともに父母をうやまふこと厚く、耕作にちからをつくせり、父作兵衛祖先の風をうけ世間の奢靡をにくみて、つね々新右衛門を戒しめざとしければ、新右衛門よくそのをしへに従ひて、父の意にたがふことなし、(15才)父齡かたぶくに及てハ、新右衛門に家事をゆづりければ、新右衛門父の道を改めずして質素を専としける、されどその心におもへらく、父母いかに少き時よりなれ給ふとも、今老年におよびて寝給ふに、被衾一つだに用る給ハざるハ、我において安からずとて、或時あたらしき蒲団二つを求めて父母にす、め、言をやハらかにしていひけるハ、この冬ハいつよりも寒気甚しく少きものさへ堪がたし、これをめされて冬を凌ぎ給へ、といひけるに、父ハうち笑て、かゝるものハ始て(15ウ)見たり、汝が志ハうれしけれど、われ幼より爐火の傍にまゐり寝せしになれたれば、蒲団ハ着ぬこそ快し、といひければ、新右衛門この上ハとてあへて争ハず納め置けるが、その後母病て寒さにくるしむをもて、かの蒲団をとり出してきせければ、母大によるこびける、されど母ハ遂にはかなくなりしかば、新右衛門が愁傷

せるさま他に越たり、この不幸によりて、また父が氣力のますく
衰へなんことを恐れ、夫婦常に側をはなれずして保ちやしなふこ
といよく厚く、冬の夜ハ」(16才)

〔挿絵第三回〕(16ウ・17才)

こゝろよく寝ることなく、幾度も爐の火をつくろひなどして寒さ
をふせぎ、父が熟睡するを待て衾を上を覆ふ、その心をつくして
孝養することミな此類なり、ひとせの秋猪鹿多く田地に出て夜毎に
稲をそこなひければ、新右衛門奴僕と共に田間のかり屋に出てこれ
を逐けれど、広き田畑なれば、力及びがたきをもて人を雇はんと
いふを父聞て、人をやとふハ費なり、われ出て逐はんといふ、新
右衛門夫婦とゞむれども聞ず、夜な山田の小屋にゆき、引板を
鳴らし声をあげて猪鹿を(17ウ)逐ひければ、新右衛門もかたへ
のこやにありてその事をなしつ、両三度もきげんを伺ふ、妻ハ
家において粥を煮茶を煎じ、女と共にこれを携へ来りて、父に
す、めけるとなり、新右衛門が孝なるによりて、その妻子も皆その
つかへを厚くし、家に仕ふる奴婢までもこれに化せられて、己が
家に帰りても、その父母につかふることの厚かりしとなり、遂に官
にきこえ天明二年酉の十月夫婦が行を賞して米七俵を賜ふ、

○本郷村小兵衛(18才)

小兵衛ハ世々この村の農夫なり、性格篤実にして風儀のよからぬ
ことをバたえてなざす、たとひ身の損失に至るとも人と争ふこと
なし、かれいとも年租を納ること早く、一度も里正の催促を受け
しことなし、常におもへらく、吾家二十代も打つゞき百姓をなす

こと、全く上の御かげなれば、御国恩あげてかぞへがたし、され
どいやしき農夫の身なれば、何をもてこの御恩を報ひ奉るべき、
たゞ農業にちからを尽し、年租をはやくをさめ、すべて役人の示し
にたがはず、友百姓の交を(18ウ)厚くし、兎にも角にも御上
の御苦労に預からぬこそ第一なれとおもひける、また登りあしき年
ハ、小百姓の難渋なるをバ物あたへてめぐミ、逋債にせまるもの
へハその償のことなど、よきに計らひ遣しければ、一村氣受よく、
傭夫もかれに雇はれてハ殊に精力を尽してはたらきける、ひとせ
この村の百姓罪ありて郡吏こゝに來り糺しけるに、小兵衛ハそ
の中にあらざりける、郡吏ハ小兵衛のミハかゝる不正のことに加
るべきものにあらずと思ひしが、果してしかなりと深く(19才)感
じあへり、寛政二年その奇特を賞して鳥目壹貫文あたへ給ふ、

卷下 終(19ウ)

(印)「臥虎山人」

孝義伝三編之成、又就初編二編、拾其遺漏、此編是也、夫既賞而伝
之、又拾其遺漏、雖一行一事之美、亦恐其湮沒於無聞、
國家之与善、可謂至矣、然孝義之民(跋1才)知愛其親而已、知
忠其主而已、固不望於賞与伝、又奚顧於遺漏無聞哉、民不望於賞
而上必賞之、民不望於伝、而上必伝之、民不顧於遺漏無聞、而上不
敢使之遺漏無聞、上之与善(跋1ウ)如此、而民安不率而興善、
孔子曰、下必有甚焉者、則不孝不義之民、皆將化為孝義之民、宜哉
三編所載、其人殊多於初編二編也、是可見

国家与善之效矣、然初編二編有拾遺」(跋2才) 遺、而三編無之、蓋其蒐輯詳密、無所遺漏歟、嗚呼以芸備之大、孝義之民、豈止於三編所載乎、凡有一行一事之美、而未及賞与伝者、是三編之所遺而未拾也、然則三編亦宜有拾遺、」(跋2ウ) 而何必其書哉、

本藩教授

坂井華⁽¹¹⁾ 謹跋

(印)「臣榮」(印)「公實」(跋3才)

天保十五年甲辰二月 刻成⁽¹²⁾

彫刻 広島 山口宗五郎

製本 同 世並屋伊兵衛」(大尾)

〔補注〕

- (1) 名は友益、缶楽と号す。元文三年九月、六六にて没す。
- (2) 五代藩主浅野吉長
- (3) 正しくは「社倉攷意」。『広島県史』近世2の九二五〜九三四頁参照。
- (4) 正しくは「塵劫記」。江戸時代の算術書。類書は数百種に及ぶといふ。
- (5) 鈴木『芸備孝義伝 二編』(巻六)〔安田女子大学言語文化研究叢書一六所収〕参照。
- (6) 『三原志稿』巻六〔三原市史〕四卷所収 参照。
- (7) 『三原志稿』巻六〔三原市史〕四卷所収 参照。
- (8) 鈴木『芸備孝義伝 初編』(巻七)〔安田女子大学言語文化研究叢書一四所収〕菊松父子の項を参照。なお、鈴木「統編孝義録料六十八」〔同言語文化研究叢書一六所収〕では二回目の表彰年次は寛政九年一〇月と記している。
- (9) 是松村は三原浅野氏給地である。広島市公文書館蔵本では「浅野孫左衛門」の所が「浅野甲斐」となっている。
- (10) 天明二年の干支は寅である。『芸藩通志』巻一三七によれば、新右衛

門夫婦が褒賞されたのは明和二年と記され、この年とする年と干支は一致する。また、『官刻孝義録』巻三六によれば、明和二年一〇月、新右衛門四一歳、妻きさ三五歳の時褒賞されていることが判明する。ただし住所は福田村(組)を統括する三河内村としている(鈴木「資料翻刻」『官刻孝義録』巻卅六)〔安田女子大学日本文学会「国語国文論集」二九号〕参照。

(11) 名は公實、字は華、通称は百太郎、臥虎山人と号す。門人たちは私に諡して文成先生と呼んだ。嘉永三年九月、五三にて没す。

(12) 広島市公文書館蔵本の刊記には年月の記載はなく、平安御幸町御池下ル町菱屋孫兵衛・同寺町通松原下ル勝村治右衛門・東都日本橋通南町目須原屋茂兵衛・同芝神明前岡田屋嘉七が発行者として、浪華心斎橋北久太郎町北へ入河内屋喜兵衛・同心斎橋通安堂寺町秋田屋太右衛門が書林として、広島中島本町世並屋伊兵衛が製本処として名を連ねている。

〔付記〕 本稿は、「資料翻刻」『芸備孝義伝』拾遺(上)〔安田女子大学日本文学会「国語国文論集」四五号〕に続くものである。「書誌」及び「凡例」は(上)に譲る。

二〇一四・九・二五 受理